

様式2 管理運営状況評価書

【対象年度:平成24年度】

(②福祉施設)

1 施設概要・利用情報

(単位:人、%、円、日)

番号	14	施設名	掛川市ききょう荘		担当課名	高齢者支援課
区分			内容・説明			
1 施設及び指定管理者の状況	(1)設置条例名	掛川市ききょう荘条例				
	(2)施設設置目的	65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ養護するとともに、その者が自立した日常生活を営むことができるよう援助を行うことを目的とする。				
	(3)施設が有する設備、機能の概要	鉄筋コンクリート造3階建 延床面積1,304.25㎡ 事務室、会議室、医務室、静養室、宿直室、休憩室、厨房、食堂、居室等				
	(4)施設建設年度	昭和55年				
	(5)耐震性能の有無	あり				
	(6)将来予想される改修経費 (想定年度と費用見込み)	自動火災警報機更新工事			ボイラー修繕工事	
		外壁雨漏り修繕工事				
		空調工事				
		各居室洗面所修繕工事				
	(7)指定管理者名	社会福祉法人掛川社会福祉事業会				
	(8)指定期間	平成23年4月1日 から 平成28年3月31日 まで				
	(9)施設の管理運営形態	①指定管理料のみによる運営				
	(10)自主事業の有無	<input type="checkbox"/> 実施あり <input checked="" type="checkbox"/> 実施なし		※実施ありの場合は、収支状況を3-(3)欄に記入のこと。		
(11)指定事業の有無	<input type="checkbox"/> 実施あり <input checked="" type="checkbox"/> 実施なし		※実施ありの場合は、収支状況を3-(3)欄に記入のこと。			
(12)事業報告書提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提出あり(地自法第244条の2第7項による提出義務)		<input type="checkbox"/> 提出なし			
(13)利用者満足度調査等実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施あり <input checked="" type="checkbox"/> 実施なし		※実施ありの場合、(直近の実施年度 平成 年度)			

区分		H22実績	H23実績	H24実績	H25当初	備考	
2 利用状況	(1)施設利用者数	536	542	535			
	(施設・設備ごと)	ききょう荘利用者数	536	542	535		
	(2)稼働率(利用率)					↓備考欄に算定式を記入してください↓	
	(施設・設備ごと)	A平日昼間					
		B平日夜間					
C土日祝昼間							
D土日祝夜間							

2 利用状況	(施設・設備ごと)		A平日昼間					
			B平日夜間					
			C土日祝昼間					
			D土日祝夜間					
			A平日昼間					
			B平日夜間					
			C土日祝昼間					
			D土日祝夜間					
			A平日昼間					
			B平日夜間					
			C土日祝昼間					
			D土日祝夜間					
区分		H22実績	H23実績	H24実績	H25当初	備考		
3 管理・運営状況	(1)指定管理者名					※1-(7) 現在の指定管理者と異なる年度のみ記入		
	(2)利用者一人当たりの運営経費		157,497	155,477	145,895			
	(3)運営日数		365	365	365	365		
	(4)運営人員	①正規職員	9.0	8.0	6.0	6.0	※指定管理者の組織構成員全体の人数ではなく、当該指定管理施設で働いている実人数を記入してください。	
		②臨時職員	5.0	6.0	7.0	7.0		

2 施設管理に係るコスト情報

(単位:円、%)

区分		H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25当初予算額	備考
	①人件費	53,651,429	52,956,406	46,119,358	47,530,000	
	②直接介護支出	25,072,522	25,655,616	27,287,610	27,333,000	
	③通信費	272,339	288,787	345,028	323,000	

(1)運営コスト(A)	④事務用品、旅費、図書費など	1,071,694	1,307,692	826,617	800,000	
	⑤借上料	2,471,832	2,282,034	2,115,704	1,957,000	
	⑥保険料、消費税(租税公課)等	544,200	411,580	573,400	515,000	
	⑦その他(支払手数料、広告宣伝費、一般管理費、雑費)	1,334,487	1,366,576	786,205	2,437,000	
	計	84,418,503	84,268,691	78,053,922	80,895,000	
	対前年度増減率		△ 0.2	△ 7.4	3.6	
区分		H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25当初予算額	備考
(2)施設コスト(B)	①管理委託費(外注費)	18,585,037	20,418,994	20,706,349	17,375,000	
	給食業務	14,994,000	15,750,000	15,750,000	13,230,000	
	宿直業務	2,987,707	2,995,893	2,987,707	2,990,000	
	清掃業務	474,180	531,960	465,192	1,025,000	
	廃棄物処理業務	129,150	0	129,150	130,000	
	派遣業務	0	1,141,141	1,374,300	0	
区分		H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25当初予算額	備考
(2)施設コスト(B)	②修繕費	1,354,965	3,562,556	4,522,599	2,150,000	
	③光熱水費	—	—	—	—	直接介護費に含む
	④燃料費	—	—	—	—	直接介護費に含む
	⑤清掃費	—	—	—	—	直接介護費に含む
	⑥保守点検費	3,162,345	3,163,955	3,205,080	2,645,000	
	⑦その他(施設消耗品)	6,632,113	421,692	5,282,600	10,635,000	
	計	29,734,460	27,567,197	33,716,628	32,805,000	
	対前年度増減率		△ 7.3	22.3	△ 2.7	

(3)トータルコスト(施設管理費 合計) (A)+(B)	114,152,963	111,835,888	111,770,550	113,700,000	
(4)合計のうち運営コストの割合	74.0	75.4	69.8	71.1	
(5)施設の収入 ※1)下記3に入力する	109,320,963	107,849,488	106,817,750		
(6)運営コストのうち利用料収入の割合	129.5	128.0	136.9		

3 収支差額の状況 注【指定管理料施設は(1)欄に、利用料金制度又は両制度併用施設は(2)欄に記入。また、自主事業を実施している施設は(3)欄に記入】

(1)指定管理料のみで運営している施設

(単位:円)

区分	H22決算額	H23決算額	H24決算額	備考
a) 施設使用料収入	109,320,963	107,849,488	106,817,750	※老人ホーム措置費
b) 指定管理料	114,152,963	111,835,888	111,770,550	
収支差額 a) - b)	△ 4,832,000	△ 3,986,400	△ 4,952,800	

(2)利用料金制度施設又は指定管理料・利用料金併用制度施設

(単位:円)

区分	H22決算額	H23決算額	H24決算額	備考
a) 施設利用料金収入	0	0	0	※施設利用料金は、指定管理者へ収入される
b) 収支差額(a-トータルコスト)	0	0	0	
c) bに対する市の支出額(指定管理料)	0	0	0	

(3)指定事業及び自主事業の状況

(単位:円)

区分	H22決算額	H23決算額	H24決算額	備考
a) 指定事業の収入	0	0	0	
b) 指定事業の支出	0	0	0	
収支差額 a) - b)	0	0	0	
c) 自主事業の収入	0	0	0	
d) 自主事業の支出	0	0	0	
収支差額 c) - d)	0	0	0	

4 施設管理所管課(市担当者)としての見解と改善提案

検討項目	現状分析と課題	左記課題を解決するための改善提案(いつから、誰が、何を、どうする)
<p>(1) 施設の収支差額の改善について</p> <p>【行革推進係から】 いくら公の施設とはいえ、毎年巨額の収支差額を生じ、不足分を市民の税金で賄うことが果たして適正な経営といえるのでしょうか？ 知恵と工夫により、少しでも収支バランスを改善することを念頭に、類似施設の統廃合も含めて、施設運営のあり方を考えましょう。</p>	<p>当施設は、老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、入所措置している。費用の支弁額は、老人福祉施設保護措置費支弁額算定規則をもとに事務費及び生活費を市が定めている。</p>	<p>類似施設は、市内には来年度に指定管理になると思われる小笠老人ホームがある。 なお、入所者については、過去希望者が多かったため近隣の可睡寮、楽寿荘、相寿園にも入所しているが、今後の入所者は、ききょう荘、小笠老人ホームのみにしていきたい。 (第二静光園に入所している方がいるが、盲人施設である。)</p>
<p>(2) 利用者数の増加について</p> <p>【行革推進係から】 一部の人がしか使わない割りに、毎年たくさんの指定管理料が支払われていませんか？ より多くの利用者を獲得するために、市としてどんな事業展開を考えますか？</p>	<p>当施設は養護老人ホームであり、入院加療を要する病態ではないこと、家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難である方が入所する施設であり、定員は50名である。</p>	<p>定員が50名のなかで、年間平均が45名程となっている。入所者数に規定される措置費収入で、施設は効率的に運営されている。快適な施設生活を担保し、かつ措置費収入の制約のなかで、経費節減にも努力している。また、施設の老朽化に伴い、設備の故障や不具合が生じているが、繰越基金の活用により施設側でこまめな対応をしており、修繕費の増加抑制の努力が見られる。</p>
<p>(3) 利用者の満足度向上について</p> <p>【行革推進係から】 市の政策目的の達成に見合う事業が行われているのでしょうか？ 毎年決まった事業内容やイベント等でなく、利用者の関心を引きつけ、魅力ある施設運営をめざしましょう。</p>	<p>地域との交流、さらに施設内の年間交流行事を開催するとともに、在宅生活ができない入所者の生活管理や相談をしている。健康や経済面での相談についても、入所者の身上を第一に処遇されている。入所者の親族等の保証人との関係も良好である。</p>	<p>入所者処遇対応について問題点は見当たらない。苦情受付や対応状況の有無について、施設としてホームページ等で公表することは今後の市評価に有効な取り組みと思われる。</p>

5 その他自由意見

養護老人ホームは老人保護措置で行われており、他の指定管理施設とは考え方は違うと思う。